

第 49 回全国高等学校総合文化祭香川大会（かがわ総文祭 2025）における 個人情報の取扱いについて

第 49 回全国高等学校総合文化祭香川大会（かがわ総文祭 2025）における個人情報（肖像権に関わるものを含む。）について、第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報の内容

- (1) 運営に携わる者の氏名、学校名、学年、性別、生年月日、住所及び電話番号
- (2) 参加者（展示発表作品制作者を含む。）の氏名、学校名、学年、性別及び競技・審査結果
- (3) 参加者及び展示発表作品の写真・映像等

2 個人情報の取得方法

- (1) 参加申込書
- (2) 交流事業等への参加に関する調査
- (3) 競技・審査結果報告
- (4) 実行委員会が許可した業者等による記録写真及び記録映像
- (5) その他開催に必要な調査等

3 個人情報の利用目的

- (1) プログラム、部門作品集等への掲載
- (2) 実施要領、運営要領等への掲載
- (3) 展示キャプション等への掲載
- (4) 会場内アナウンス等
- (5) 大会公式ホームページ、大会公式 SNS、記録集、記録 DVD 等記録関係冊子への掲載
- (6) 報道機関及び総文祭後催県、地方公共団体等への提供
- (7) Web 開催及びオンライン配信実施時の放映（一部を変更して用いることがある。）

4 個人情報の利用制限

取得した個人情報は、原則として前項の利用目的以外での使用及び第三者への提供を行わない。
ただし、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで（※）に定める場合を除く。

5 個人情報の適正管理

- (1) 個人情報は厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じる。
- (2) 管理する必要がなくなった個人情報は速やかに破棄する。

6 取扱いの周知方法

- (1) 運営に携わる者への文書配布
- (2) 開催関係文書（実施要領等）への記載
- (3) 大会公式ホームページへの掲載

7 その他

- (1) 緊急の場合、医療機関等との間で個人情報を提供又は収集することがある。
- (2) 演奏、演技、展示、競技等の様子について、実行委員会が許可した業者等が撮影を行うことがある。

※【参考】個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（利用及び提供の制限）

第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。